

表1 「常陽」新規制基準適合性に係る審査会合再開後のスケジュール (案)

| 時 期        | 審査希望  |
|------------|---|
| 再開後<br>1回目 | <p>【指摘回答】 第8条 (火災による損傷の防止) (その1: 防護対象機器の選定他)</p> <p>【指摘回答】 第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) (その1: 重要安全施設選定他)</p> <p>【指摘回答】 第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) (その2: 耐外部火災設計方針他)</p> <p>【指摘回答】 第53条 (bdba) (その1: 事象選定)</p> <p>【新規案件】 第43条 (試験用燃料体) (その1: 設計方針)</p>   |
| 再開後<br>2回目 | <p>【新規案件】 第8条 (火災による損傷の防止) (その2: 設計方針 (ナトリウムの燃焼))</p> <p>【新規案件】 第53条 (bdba: 原子炉停止機能喪失事象)<br/>(その2: 炉心損傷防止措置/その3: 格納容器破損防止措置)</p> <p>【新規案件】 第19条 (反応度制御系統) ※ 第53条 (bdba) と関連</p> <p>【新規案件】 第59条 (原子炉停止系統) ※ 第53条 (bdba) と関連<br/>※ 第18条 (安全保護回路) 指摘回答含む</p> <p>【指摘回答】 第4条 (地震による損傷の防止)<br/>(原子炉カバーガス等のハウダリ等の耐震重要度分類の設定/耐震Bクラス施設破損時の影響評価/波及的影響の取扱方針 (主冷却機建物抑止杭を含む))</p>                          |
| 再開後<br>3回目 | <p>【新規案件】 第8条 (火災による損傷の防止) (その3: 設計方針 (ナトリウムの燃焼を除く))</p> <p>【新規案件】 第28条 (保安電源設備) ※ 第8条 (火災による損傷の防止) と関連</p> <p>【新規案件】 第42条 (外部電源を喪失した場合の対策設備等)<br/>※ 第8条 (火災による損傷の防止) と関連</p> <p>【新規案件】 第53条 (bdba: 崩壊熱除去機能喪失事象)<br/>(その2: 炉心損傷防止措置/その3: 格納容器破損防止措置)</p> <p>【新規案件】 第43条 (試験用燃料体) (その2: 評価結果)</p> <p>【指摘回答】 第12条 (安全施設) / 第13条 (運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故)<br/>/ 第22条 (廃棄施設) / 第55条 (一次冷却系統設備)</p>   |
| 再開後<br>4回目 | <p>【新規案件】 第8条 (火災による損傷の防止) (その4: 評価結果 (ナトリウムの燃焼を除く))</p> <p>【新規案件】 第53条 (bdba: 局所的燃料破損事象)<br/>(その2: 炉心損傷防止措置/その3: 格納容器破損防止措置)</p> <p>【新規案件】 第53条 (bdba) (その5: 大規模損壊)</p> <p>【新規案件】 第29条 (実験設備等)</p> <p>【新規案件】 第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)<br/>(その3: 耐降下火砕物設計方針・評価結果)</p> <p>【指摘回答】 第23条 (保管廃棄施設) / 第24条 (直接ガンマ線等からの防護) / 第44条<br/>(核燃料取扱施設) / 第53条 (bdba) (その4: 使用済燃料損傷防止措置) / 第<br/>60条 (格納容器)</p> |
| 再開後<br>5回目 | <p>【新規案件】 第8条 (火災による損傷の防止) (その5: 評価結果 (ナトリウムの燃焼))</p> <p>【新規案件】 第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)<br/>(その4: 耐竜巻設計方針・評価結果)</p> <p>【新規案件】 第9条 (溢水による損傷の防止等) (その1: 防護対象機器の選定、設計方針)</p> <p>【指摘回答】 審査会合における指摘状況を踏まえ対応</p>  |
| 再開後<br>6回目 | <p>【新規案件】 第9条 (溢水による損傷の防止等) (その2: 評価結果)</p> <p>【新規案件】 第11条 (安全避難通路等)</p> <p>【指摘回答】 審査会合における指摘状況を踏まえ対応</p>   |
| 再開後<br>7回目 | <p>【新規案件】 第7条 (試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>【新規案件】 第10条 (誤操作の防止)</p> <p>【指摘回答】 審査会合における指摘状況を踏まえ対応</p>   |

注) 第3条 (試験研究用等原子炉施設の地盤)、第4条 (地震による損傷の防止) の耐震設計方針等、第5条 (津波による損傷の防止) の耐津波設計方針等は、同一敷地内にある大洗研究所 (北地区) HTTR 原子炉施設の審査の結果を踏まえて対応し、地震・津波班と審査会合に向けた準備を実施している。また、共用する第30条 (通信連絡設備等) 及び第51条 (監視設備) についても、大洗研究所 (北地区) HTTR 原子炉施設の審査の結果を踏まえて対応する。